

誰もが安全で安心して暮らすことのできる新居浜市を目指して

「新居浜市安全安心のまちづくり条例」制定

市民参加による新居浜市安全安心のまちづくり条例制定検討委員会にて検討・協議を重ね作成された、「新居浜市安全安心のまちづくり条例」が、平成21年第6回市議会定例会にて可決されました。

本条例は、市民、事業者の皆さんとの連携・協力により、人の目が行き届いた犯罪、事故、災害の起きにくい環境づくりを進めることを目的としています。犯罪等が発生した場合にも、被害の拡大防止や被害の軽減を図り、市を挙げて安全で安心なまちづくりに取り組むために制定いたしました。

○ 条例の構成 ○

次のような内容で全10条で構成しています。

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 市の責務
- 第5条 市民の責務
- 第6条 事業者等の責務
- 第7条 地域安全活動
- 第8条 情報提供
- 第9条 意見の聴取
- 第10条 委任



安全安心のまちづくり条例制定検討委員会での審議の様子

犯罪や事故、災害などによる被害を未然に防止し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、市民、事業者の皆さんのご協力をお願いいたします。

○ 条例の主な内容 ○

条例の目的

安全安心のまちづくりのために基本理念を定め、市、市民、事業者等の役割を明らかにすることにより、安全安心のまちづくりを総合的に推進し、市民が安心して暮らすことができる地域社会をめざします。(第1条)

市の責務

市は、安全安心のまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならないとしています。(第4条)

市民の責務

市民は、常に生活の安全に関する意識を高め、自ら生活の安全の確保を図り、互いに協力して地域安全活動を推進するよう努めるとともに、市の実施する安全安心のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならないとしています。(第5条)

事業者等の責務

事業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域の安全に配慮し、犯罪等を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市の実施する安全安心のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならないとしています。(第6条)

地域安全活動

市、市民及び事業者等は、地域安全活動を連携し、及び協力して積極的に推進することにより、助け合いの精神に根ざした良好な地域社会の構築に努めなければならないとしています。(第7条)

○ 今後の取組 ○

本条例に基づいた、具体的な市の施策や市民、事業者等の役割について検討し、皆さんの声を聞きながら行動計画を策定してまいります。